

奈良県内における 官公需の推進

～ 官公需法に基づく中小企業・小規模事業者の受注機会増大を～



令和5年7月



奈良県中小企業団体中央会

はじめに

官公需受注事業は、事業協同組合等（以下「組合」）における共同受注事業の代表的事業の一つであり、国内市場が縮小傾向にある中で、組合員一社では受注できない大型工事等の受注や取引条件の改善が可能になるなど、組合の共同事業の実施を促進する事業であります。

県内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」）を取り巻く経営環境は、深刻な人手不足、事業承継・後継者問題、働き方改革への対応、経営基盤の強化、生産性の向上に向けた取組など様々な課題が山積しています。

こうした課題に加え、令和2年以降の新型コロナウイルスによる経済・社会活動等への影響は長期化しており、地域の経済・雇用を支える中小企業等の経営は、依然厳しい状況が続いています。

このような状況のもと、官公需の受注は、中小企業等の経営基盤の安定に極めて有効な手段であることはもちろんのこと、地域社会の一員として地域経済の牽引役であり、雇用の創出・納税・社会貢献活動への参加など幅広い役割を担っている地元の中小企業等及び官公需適格組合を積極的に活用することは地域の活性化にも直結することから、極めて重要な取組であります。

このため、国においては「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定され、官公需の発注にあたって官公需適格組合を積極的に活用する方針を明示されています。

一方、官公需適格組合制度を知らない組合もあるほか、組合が官公需適格組合として官公需受注事業を継続的に実施するためには、受注体制を整備し積極的に受注機会の獲得に努力する必要があります。

そこで、会員組合のみならず県・国・市町村、関係機関等における官公需適格組合制度の認知度向上を図り、官公需適格組合制度の活用促進につなげていくため、このたび官公需情報や官公需適格組合の概要等をまとめた冊子を作成いたしました。

また、中央会HPにおいても、さらに詳細にわかりやすく整理し、情報の発信・提供を行っております。

是非ご覧いただき、県・国・市町村等からの官公需受注機会の拡大とともに、官公需適格組合制度を活用する組合の増加などにつながっていくことを心から願っております。

【目次】

I. 官公需の発注について

1. 官公需適格組合へ官公需発注をお願いします P 1
2. 中小企業者に関する国等の契約の基本方針（要旨） P 2
3. 官公需法（抜粋） P 3

II. 官公需適格組合とは

1. 官公需適格組合制度 P 5
2. 官公需適格組合の受注体制 P 6
3. 奈良県内の官公需適格組合
【奈良県内の官公需適格組合一覧表】 P 7
【工事関係】
奈良県緑化土木協同組合 P 8
奈良県環境緑化協同組合 P 9
青垣協同組合 P 10
【物品関係】
奈良県石油協同組合 P 11
奈良ビジネスウェア協同組合 P 12
奈良県広域生コンクリート協同組合 P 13
【役務関係】
赤帽奈良県軽自動車運送協同組合 P 14
奈良県一般廃棄物リサイクル事業協同組合 P 15
葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合 P 16

III. 官公需発注機関の紹介（行政関係機関等） P 17

<参考>

- 官公需総合相談センター P 20

I. 官公需の発注について

【1. 官公需適格組合へ官公需発注をお願いします】

中小企業の官公需の受注機会を確保することを目的に制定された「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)は、新規中小企業者をはじめとする中小企業や官公需適格組合を中心とした協同組合に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために、次のような具体的な措置を定めています。

第1に、国等が物件の納入、工事の完成、役務の給付等の契約を締結するにあたっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の増大を図るように努めなければならないこと。また、契約の相手方として新規中小企業者及び組合を活用するように配慮しなければならないこと。

第2に、この努力の方向とそれを裏づける措置を明らかにするために、国は、中小企業者向けの契約目標額や中小企業者の受注増大を図るために実施する各種の措置等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年閣議決定し、公表すること。

第3に、この方針の実行を確保するための措置として、各省庁の長等が毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知することとし、経済産業大臣は、常に各省庁の官公需の調達状況を把握するとともに、経済産業大臣および中小企業者の事業を所管する大臣は、各省庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できること。

第4に、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならないことなどです。

国等はこの法律と「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づいて、中小企業官公需特定品目等の受注機会の増大、官公需適格組合等の活用、銘柄指定の廃止、分離・分割発注の推進など各種の措置を講じています。

【2. 中小企業者に関する国等の契約の基本方針（要旨）】

閣議決定 令和 5 年 4 月 25 日

協同組合の受注機会増大のための措置等

組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年 法律第 181 号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した**官公需適格組合の受注機会の増大に務める**ものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、**総合点の算定方法に関する特例の一層の活用**に努めるとともに、中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、**新規中小企業者の受注力の向上**を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援するものとする。

「令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230425002/20230425002.html>



【 3. 官公需法（抜粋） 】

（目的）

第 1 条

この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

（受注機会の増大の努力）

第 3 条

国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）

第 4 条

国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

(2) 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

(3) 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

（以下省略）

（地方公共団体の施策）

第 8 条

地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

～官公需施策と官公需適格組合の活用～

官公需法第 3 条は、「…国等の契約を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、**新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大**を図るように努めなければならない。この場合においては、**新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならない。**」と定めています。

また、毎年度閣議で決定される「**中小企業者に関する国等の契約の基本方針**」においては「国等は、中小企業庁が証明した**官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図る**ものとする。特に**官公需適格組合制度**については、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対して、その一層の周知徹底に努めるものとする。」と定め、**官公需の発注にあたって官公需適格組合を積極的に活用するよう明示しています。**

官公需の発注案件にはその種類、規模、品質、納期等から個々の中小企業者では対応できないものもありますが、組合の受注事業として受注すれば確実にその契約が履行できるものも多く、一件の受注によって複数の中小企業者である組合員が、共同して受注した案件を履行していることから、**分離・分割発注**と同じ効果をもっており、多くの中小企業者の**受注機会の増大**に役立ちます。

また、事業協同組合等の組合は法定の手続きを経て国や都道府県が認可し、法人化されたもので、その運営が民主的で公平であるということが制度上確保されています。さらに、一定の場合には、国や都道府県が指導監督できるなど信頼性の高い制度であることも、組合を積極的に活用すべきであるとする大きな理由となっています。

Ⅱ. 官公需適格組合とは

【1. 官公需適格組合制度】

官公需適格組合制度は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した案件は、十分に責任を持って納入できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局および沖縄総合事務局）が証明する制度です。

この証明を受けられる組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業組合、協業組合等で、主に以下の基準を満たしていることが条件になっています。

物品・役務関係の証明基準

- 基準 1 組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 基準 2 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること
- 基準 3 常勤役職員が1名以上いること
- 基準 4 共同受注委員会が設置されていること
- 基準 5 役員と共同受注した案件を実施した組合員が連帯責任を負うこと
- 基準 6 検査体制が確立されていること
- 基準 7 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること

工事関係の証明基準

上記の基準に加えて、さらに

- 基準 8 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
- 基準 9 イ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあつては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること
ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が1名以上いること
- 基準 10 総合的な企画および調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通りに施工される体制があること

【2. 官公需適格組合の受注体制】

官公需適格組合は、中小企業団体中央会の指導を受けながら、組合員全員が一体となって、受注契約を確実に履行できる技術力や施行能力等の向上と、発注機関の信頼に十分応えることのできる責任体制を確立するための最大の努力を払っています。

受注体制は

共同受注委員会を設置

共同受注規約を定め

契約案件には各組合員の仕事の分担と連帯責任が明確

工事の施工に当たっては

組合自身が専従の技術者を配置し、施工管理・監督等を行う

現場毎に企画調整委員会を設ける

工事が契約通りに確実に履行できる体制を整えている

検査体制は

工事等の契約案件が確実に施工されていることをチェックする検査員を置く

責任体制は

役員および担当した組合員が連帯してその責任を負う

官公需適格組合は、責任ある受注体制を確立しており、発注機関に信頼される共同受注事業体となることを目指しています。

【3. 奈良県内の官公需適格組合】

奈良県内の官公需適格組合一覧表

(令和5年7月現在)

(順不同)

組合名	代表者名	所在地	電話	受注品目	現在の証明有効日	種類
奈良県緑化土木協同組合	野島 岩雄	奈良市東紀寺町 2-8-8	0742 24- 4128	土、園、石、 舗、塗、水ほか 役務	令和8年6月30日	<u>工事(イ)</u> <u>役務</u>
	「お客様とのお付き合いを大切」に、「良識ある企業活動と人材育成」を強味として、造園・土木・維持工事のトータルクリエイターを目指して運営しています。					
奈良県環境緑化協同組合	野島 松雄	生駒市小明町 447-2	0743 75- 0638	土、園、石、 舗、塗、水ほか 役務	令和8年6月30日	<u>工事(イ)</u> <u>役務</u>
	奈良県を営業拠点とし、公共工事の受注を目的として運営している組合です。趣のある原材料を活かし、現在と未来を繋げるべく、設計・施行に努め、特に環境に配慮した施工等により実績を積んでいます。					
青垣協同組合	荻田 安雄	奈良市右京 3-1-1	0742 72- 4111	土、園、石、舗	令和5年9月30日	<u>工事(ロ)</u>
	人と自然の共生を目指し、多様な生き物と共生する技術と自然への慈しみの文化を担ってきました。これからも、限りある資源と大切な地球環境を未来に伝えていくことを使命と考え、事業を展開していきます。					
奈良県石油協同組合	増尾 朗	奈良市芝辻町 85-10	0742 26- 1800	ガソリン、軽油	令和8年2月5日	<u>物品</u>
	大規模災害の発生等に備え、SSの災害対応能力の強化や緊急時連絡体制の整備等の防災・災害対策の推進について、国・地方公共団体等との災害協定の締結及び平時における官公需事業の推進に努めています。					
奈良ビジネスウェア協同組合	中村 忠吉	奈良市三条町 555	0742 26- 6828	官公庁制服、 ビジネスウェア	令和8年2月27日	<u>物品</u>
	平成元年に組合を設立して以来、官公庁（奈良県、奈良県警察本部、奈良市、奈良市消防局、奈良市企業局等）の制服等を中心に共同受注し、組合員が一致団結して積極的に組合事業に取り組んでいます。					
奈良県広域生コンクリート協同組合	船尾 好平	天理市杣之内町 391-3	0743 69- 6668	生コンクリート	令和6年10月10日	<u>物品</u>
	組合設立以来、社会資本整備を担う重要な基礎資材産業の一員として、地域社会の発展、豊かな社会の創造に貢献してまいりました。今後も安定供給・高品質・適正価格収受を目標に一層努力してまいります。					
赤帽奈良県軽自動車運送協同組合	佐々木 宏	大和郡山市馬司町 635-1	0743 59- 1313	軽貨物全般	令和6年1月8日	<u>役務</u>
	「荷主様のところを運ぶ赤帽車」をモットーに、88名の組合員・96台の赤帽車で地域の皆様の手足となつてご奉仕いたしております。今後も皆様に満足いただける赤帽を目指し、努力を重ねてまいります。					
奈良県一般廃棄物リサイクル事業協同組合	米澤 茂	奈良市古市町 1358-1	0742 50- 1217	一般廃棄物 収集運搬業務 ほか	令和5年9月29日	<u>役務</u>
	国家的な重要課題である環境問題への対応の一翼を担い、自治体及び排出者と連携してリサイクルに取り組み、ごみの減量化を推進します。					
葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合	細川 秀則	葛城市林堂 33-7	0745 69- 7822	一般廃棄物 収集運搬業務 ほか	令和7年3月29日	<u>役務</u>
	組合設立以来、葛城市の発展に貢献できるよう、共同受注事業を行っています。これからも、組合員同士の結束力を活かし、より一層努力してまいります。					

工事関係・証明
ランク区分別

《工事証明ランク. イ》、《役 務》

奈良県緑化土木協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

1991（平成3）年1月

証明区分

工事-I

所在地

〒630-8305
奈良市東紀寺町2丁目8-8
TEL 0742-24-4128
FAX 0742-26-0138

代表者氏名

野 島 岩 雄

設立年月日

1986（昭和61）年12月18日

出資金

6,000万円

組合の地区

奈良県

組合員数

9名

組合員資格

組合の事業に関連する建設業法に基づく
建設業の許可を受けている事業者

事務局責任者
役職・氏名等

理事長 野 島 岩 雄
常勤役員数 19名（内技術役員 19名）

主な受注品目

土木工事一式、造園工事、石工事、とび、土工工事、
舗装工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、
水道施設
上記に伴う役務の提供

組合が受けている
資格・許認可

特定建設業（土木、石、とび、土工、建築、舗装、造園、
しゅんせつ、塗装、水道施設、鋼構造物、解体工事業）
の許可
許可番号 国土交通大臣 許可（特-2）第25823号
奈良市一般廃棄物収集運搬業の許可
許可番号 奈良市指令 環企第45号
ISO 9001 認証取得、ISO 14001 認証取得

HPアドレス

<http://www.ryokka.or.jp/>

工事関係・証明
ランク区分別

《工事証明ランク. イ》、《役 務》

奈良県環境緑化協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

2001（平成13）年6月

証明区分

工事-I

所在地

〒630-0201
生駒市小明町447-2
TEL 0743-75-0638
FAX 0743-75-0638

代表者氏名

野 島 松 雄

設立年月日

2000（平成12）年3月8日

出資金

5,000万円

組合の地区

奈良県

組合員数

7名

組合員資格

組合の事業に関連する建設業法に基づく
建設業の許可を受けている事業者

事務局責任者
役職・氏名等

代表理事 野 島 松 雄
常勤役職員数 11名（内技術役職員 10名）

主な受注品目

土木工事一式、造園工事、石工事、とび、土工工事
舗装工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事
水道施設
上記に伴う役務の提供

組合が受けている
資格・許認可

特定建設業（土木、石、とび、土工、舗装、塗装、造園、
しゅんせつ、鋼構造物、水道施設、解体工事業）の許可
許可番号 奈良県知事 許可（特一元）第13274号
産業廃棄物処分業の許可
許可番号 奈良県知事 許可第2921070825号
産業廃棄物収集運搬業の許可
許可番号 奈良県知事 許可第2901070825号

奈良県内の官公需適格組合

(令和5年7月現在)

工事関係・証明
ランク区分別

《工事証明ランク. ロ》

青垣協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

2004（平成16）年7月

証明区分

工事一口

所在地

〒631-0805
奈良市右京3丁目1-1
TEL 0742-72-4111
FAX 0742-72-4100

代表者氏名

荻田安雄

設立年月日

2003（平成15）年2月26日

出資金

600万円

組合の地区

奈良県

組合員数

6名

組合員資格

組合の事業に関連する建設業法に基づく
建設業の許可を受けている事業者

事務局責任者
役職・氏名等

代表理事 荻田安雄
常勤役員数 3名（内技術役員 2名）

主な受注品目

土木工事一式、造園工事、石工事、舗装工事

組合が受けている
資格・許認可

一般建設業（土木、とび、土工、石、舗装、水道施設、
造園工事業）の許可
許可番号 奈良県知事許可（般-2）第14360号

HPアドレス

<http://www.aogaki-g.jp/>

《物 品》

奈良県石油協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

1982(昭和57)年1月

所在地

〒630-8114
奈良市芝辻町85-10
奈良県自由民主会館3階
TEL 0742-26-1800
FAX 0742-27-4611

代表者氏名

増 尾 朗

設立年月日

1954(昭和29)年10月25日

出資金

952千円

組合の地区

奈良県

組合員数

121名

組合員資格

石油類販売業者

事務局責任者
役職・氏名等

専務理事 川 北 康 雄
常勤役職員数 3名

主な受注品目

ガソリン、軽油

《物 品》

奈良ビジネスウェア協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

1992(平成4)年1月

所在地

〒630-8244
奈良市三条町555
TEL 0742-26-6828
FAX 0742-23-2941

代表者氏名

中村忠吉

設立年月日

1989(平成元)年2月22日

出資金

400万円

組合の地区

奈良市

組合員数

5名

組合員資格

ユニフォーム製品の製造及び販売を行う事業者

事務局責任者
役職・氏名等

理事長 中村忠吉
常勤役員数 2名

主な受注品目

官公庁制服及びビジネスウェア

《物 品》

奈良県広域生コンクリート協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

2012(平成24)年10月

所在地

〒632-0032
天理市杣之内町391-3
TEL 0743-69-6668
FAX 0743-69-6651

代表者氏名

船尾好平

設立年月日

1979(昭和54)年6月18日

出資金

2,600万円

組合の地区

奈良県

組合員数

13名

組合員資格

生コンクリートの製造を行う事業者

事務局責任者
役職・氏名等

理事長 船尾好平
常勤役員数 10名

主な受注品目

生コンクリート

HPアドレス

<http://nara-namakyo.or.jp/>

《 役 務 》

赤帽奈良県軽自動車運送協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

1984（昭和59）年12月

所在地

〒639-1124
大和郡山市馬司町635-1
TEL 0743-59-1313
FAX 0743-56-1976

代表者氏名

佐々木 宏

設立年月日

1978（昭和53）年8月26日

出資金

348万円

組合の地区

奈良県

組合員数

88名

組合員資格

貨物軽自動車運送事業を行う事業者

事務局責任者
役職・氏名等理事長 佐々木 宏
常勤役員数 2名

主な受注品目

軽貨物全般

HPアドレス

<https://nara.akabou.jp>

《役 務》

奈良県一般廃棄物リサイクル事業協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

2004（平成16）年10月

所在地

〒630-8424
奈良市古市町1358-1
米澤開発ビル
TEL 0742-50-1217
FAX 0742-50-1214

代表者氏名

米 澤 茂

設立年月日

2002（平成14）年1月8日

出資金

400万円

組合の地区

奈良県

組合員数

4名

組合員資格

一般廃棄物の収集運搬又は処理を営む事業者

事務局責任者
役職・氏名等

代表理事 米 澤 茂
常勤役員数 1名

主な受注品目

一般廃棄物全般の処理及び収集運搬業務・廃プラスチックの収集運搬及び中間処理・食品廃棄物の収集運搬

《 役 務 》

葛城市一般廃棄物収集運搬処理事業協同組合

第1回官公需
適格組合証明取得

2016（平成28）年3月

所在地

〒639-2131
葛城市林堂33-7
TEL 0745-69-7822
FAX 0745-69-7832

代表者氏名

細川 秀 則

設立年月日

2012（平成24）年2月20日

出資金

1,300万円

組合の地区

葛城市

組合員数

5名

組合員資格

葛城市の一般廃棄物の収集運搬又は処分業の許可を得た
地区内に本店を有する事業者

事務局責任者
役職・氏名等

専務理事 石 本 隆 洋
常勤役職員数 2名

主な受注品目

一般廃棄物の収集運搬業務
一般廃棄物の共同選別及び共同加工に関する業務

Ⅲ. 官公需発注機関の紹介（行政関係機関等）

中央会の官公需情報の収集・発信等に協力いただいております国・県・市町村等の官公需発注機関を紹介いたします。今後も関係機関等と連携を図りながら組合及び県内中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の増大を図ってまいります。

【国関係】

機関名	所属機関名
内閣府	宮内庁京都事務所/宮内庁正倉院事務所、宮内庁書陵部畝傍陵墓監区
法務省	大阪出入国在留管理局/大阪入国管理局奈良出張所
	法務省大阪矯正管区/奈良拘置支所、奈良法務少年支援センター、奈良少年院
	近畿地方更生保護委員会/奈良保護観察所
	奈良地方法務局
	奈良地方検察庁
財務省	近畿財務局/近畿財務局奈良財務事務所
	大阪国税局/奈良税務署、葛城税務署、桜井税務署、吉野税務署
文部科学省	(独)国立青少年教育振興機構/国立曾爾青少年自然の家
	(独)国立文化財機構奈良文化財研究所/飛鳥資料館
厚生労働省	近畿厚生局/近畿厚生局奈良事務所
	奈良労働局/ハローワーク、労働基準監督署
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構/奈良障害者職業センター、ポリテクセンター奈良
	日本年金機構/年金事務所
農林水産省	近畿農政局/近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所
	近畿中国森林管理局/奈良森林管理事務所
国土交通省	近畿地方整備局/近畿地方整備局奈良国道事務所、和歌山河川国道事務所五條出張所、大和川河川事務所
	紀伊山系砂防事務所
	紀の川ダム統合管理事務所
	近畿運輸局/奈良運輸支局
環境省	(独)自動車技術総合機構/自動車技術総合機構近畿検査部奈良事務所
	近畿地方環境事務所/吉野管理官事務所
防衛省	航空自衛隊奈良基地/航空自衛隊幹部候補生学校
	自衛隊奈良地方協力本部

【県関係】

機関名	所属機関名
知事公室	消防学校
総務部	自治研修所
文化・教育・くらし創造部	県立万葉文化館、県立美術館、県文化会館、民俗博物館、県立図書情報館、県橿原文化会館、県立橿原公苑、中央こども家庭相談センター、高田こども家庭相談センター、県立野外活動センター
福祉医療部	県総合リハビリテーション、心身障害者福祉センター、県保健研究センター
水循環・森林・景観環境部	奈良県森林技術センター
産業・観光・雇用振興部	奈良県営競輪場、奈良しごとiセンター、高田しごとiセンター、県高等技術専門校、奈良県産業会館
食と農の振興部	県中央卸売市場、県北部農林振興事務所、県中部農林振興事務所、県南部農林振興事務所、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良県畜産技術センター
県土マネジメント部	奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、県流域下水道センター、県ヘリポート管理事務所
水道局	
教育委員会	
警察	

【市町村関係】

市町村名	部署名
奈良市	総務部契約課
大和高田市	総務部契約監理課
大和郡山市	都市建設部入札検査課、総務部総務課
天理市	総務部入札審査室
橿原市	契約検査課
桜井市	総務部管財契約課
五條市	市長公室契約検査課、総務部総務管財課
御所市	企画政策部管財課
生駒市	総務部契約検査課

香芝市	総務部管財課
葛城市	総務部管財課
宇陀市	総務部総務課
山添村	農林建設課
平群郡	総務部総務防災課
三郷町	総務部まちづくり推進課
斑鳩町	総務部政策財政課
安堵町	事業課、総合政策課
川西町	まちマネジメント課
三宅町	総務部総務課
田原本町	総務部総務課
曾爾村	地域建設課
御杖村	出納室
高取町	総務課
明日香村	総務財政課
上牧町	総務部総務課
王寺町	総務部総務課
広陵町	総務部総務課
河合町	総務部管財課
吉野町	総務課
大淀町	総務部総務課
下市町	財務監理課
黒滝村	総務課
天川村	地域政策課
野迫川村	建設課
十津川村	総務課
下北山村	農林建設課
上北山村	総務課
川上村	林業建設課
東吉野村	地域振興課

各機関の契約実績、発注計画情報等は、中央会HPに掲載していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chuokai-nara.or.jp/>



< 参 考 >

官公需総合相談センター

平成22年6月18日に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会は、「官公需総合相談センター」を開設しています。

この「官公需総合相談センター」は、全国及び都道府県中小企業団体中央会の官公需担当者等が、国の機関や独立行政法人の官公需に関する仕事探しをしている中小企業者を支援するために設置されたものです。

奈良県官公需総合相談センター体制

1 設置場所

奈良県中小企業団体中央会

2 連絡先

T E L 0 7 4 2 - 2 2 - 3 2 0 0

F A X 0 7 4 2 - 2 6 - 0 1 2 5

E - m a i l info@chuokai-nara.or.jp

3 体制

センター職員 小林嘉章（業務課 調整員）

4 設置日

平成22年8月23日（月）

5 官公需総合相談センターの主な相談業務

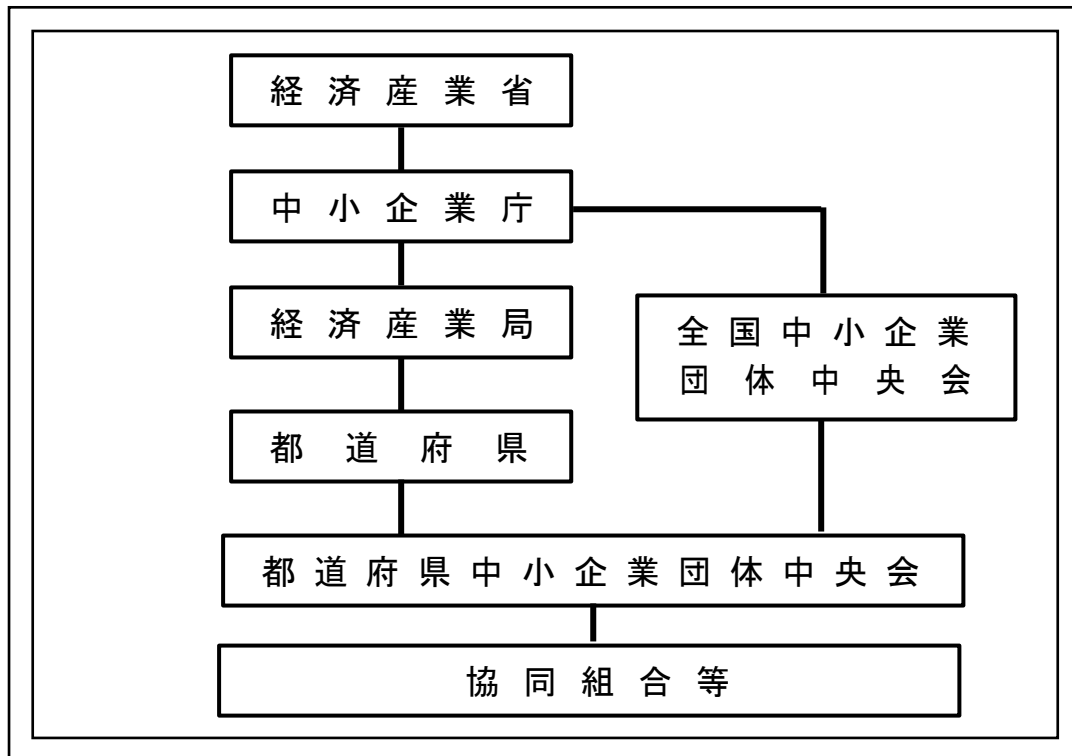
- (1) 官公需情報ポータルサイトに掲載している発注機関の発注情報の提供
- (2) 官公需情報ポータルサイトに掲載している発注機関の入札参加資格の取得方法の提供
- (3) 国等の発注機関の「発注部局における相談窓口」に関する情報
- (4) 官公需適格組合制度についての申請、申請等に関する情報
- (5) 中小企業者からの官公需情報の問い合わせに関する対応

詳しい問い合わせについては、上記連絡先まで

中小企業団体中央会とは

中央会は、中小企業者の組織化の推進、組合制度の普及、組合運営の指導等、組合関係の全般並びに労働問題、流通問題、情報化問題等、中小企業の抱える多くの問題についての相談指導を実施するため、「中小企業等協同組合法」により組織された公益性の高い法人です。

また、国・県等の中小企業担当課と連携を保ちながら、組合等のために調査・研究事業、情報化対策事業、研修会、個別専門指導など各種指導・助成事業を実施している機関です。



奈良県中小企業団体中央会

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町38番地の1 奈良県中小企業会館内
T E L : 0742-22-3200
F A X : 0742-26-0125
E-mail : info@chuokai-nara.or.jp
U R L : <https://www.chuokai-nara.or.jp/>